四、女工手外出ノ自由外出外泊券撤廃、
五、寄宿舎ヘ男子監督者ノ出入禁止、
六、就業規則改正、
七、夜業全廃、
八、賃銀復旧（従前通リ一割五分）
九、皆勤賞与復旧（従前通リ（十八銭））
十、解雇者ノ無条件復職、
十一、罷業中ノ日給支給
(チ)、出勤職工ノ機械破損
出勤者ノ一部ハ松本武治ハ五月三十日午後十時四十分頃
工場第一工場第二紡毛部職工中島為吉ナル者ト争議者ニ加ハリタル
出勤シ居リタル者ノ帳ニ依リ同人ヲ懲戒シ同時ニ
同人取扱ノ紡毛機械ヲ損シ機械ノ二時破損セシメ
運転中止ノ已ムナキニ至ラシメ工場長ハ直ニ之ヲ警察署ニ
訴ヘ告訴状提起シ、
(リ)、争議者ニ於テハ宣伝ビラヲ、世人ニ対シ又各所ニ貼付シ（四枚）
撒布セリ、
日、日本農民組合西播支部ノ応援
日農西播出張所佐用主任ノ情状米田俊彦（事務長依頼）
ノ奔走ニヨリ染河内村又新方面ヨリ米二斗九升ヲ寄附ノ応
援米ヲ得タルモ之ヲ不可トシ日農ニ於テ罷業者後援ニ争議者ニ
送付セル模様ナリ、
三、会社側ノ動静
職工出勤者ヲ督励シ復帰セシメ以テ工場内ニ於テ職工ノ稼動
稼働ス
入輪番ニテ警備ニ服シ